

令和7年度 東大阪市人権尊重のまちづくり
強化月間のつどい (法務省委託事業)

参加
無料

被害者になるってどんなこと

— 少年犯罪で息子を奪われた親の思い —



市ウェブサイト

講師 ^{たけ}武 ^こるり子さん

少年犯罪被害当事者の会 代表



会場開催

令和7年 **7月12日(土)** 15:00~16:15 頃
(14:45開場)

東大阪市立男女共同参画センター イコーラム (希来里ビル6階)

- 定員 **200** 人 (申込先着順)
- 一時保育あり (無料・7月4日(金)までに要申込)
- 手話通訳あり
- 要約筆記あり



電子申請システムでの申込



メールでの申込

録画配信

YouTube 限定公開

令和7年**8月8日(金)** ~ **8月18日(月)**

- 字幕あり

会場参加の申込方法

必要事項【①強化月間会場 ②参加希望者全員のカナ氏名 ③電話番号 ④保育希望の場合はお子様のお名前と年齢】
★7月11日(金)までに、電子申請システム、メール、電話、FAX、往復ハガキいずれか
※お申し込み後、3日(土、日、祝日除く)を過ぎても連絡がない場合は、お手数ですがお問い合わせください。
※電子申請システム、メールでの申込者には、8月4日(月)以降、録画配信用の視聴用 URL も送信します。

録画配信の申込方法

必要事項【①強化月間録画 ②視聴希望者全員のカナ氏名 ③電話番号】
★8月1日(金)までに、電子申請システム、メールいずれか
※8月4日(月)以降順次視聴用 URL を送信します。
8月8日(金)の時点で URL が届かない場合は、お手数ですがお問い合わせください。

問合せ先

〒577-8521 東大阪市荒北北 1-1-1 東大阪市 人権文化部 人権室人権啓発課
電話 06-4309-3156 FAX 06-4309-3823 メール jinkenkeihatsu@city.higashiosaka.lg.jp



会場:東大阪市立男女共同参画センターイコーラム
住所:東大阪市岩田町 4-3-22-600

近鉄奈良線「若江岩田」駅
北側すぐ。駐車券の発行は
ありません。公共交通機関
をご利用ください。

たけ こ 武るり子さんプロフィール

1997年12月、同じ立場の被害者遺族とともに「少年犯罪被害当事者の会」を結成し、事件の真相を知るための手段としての民事裁判の提訴や、政府に対して少年法改正を求める意見書の提出など、犯罪被害者の現状改善に向けた活動を展開。少年犯罪の被害者遺族たちが思いを綴った手記集「話を聞いてください」を出版。(2002年初版発行、サンマーク出版)

●○オンライン視聴の流れ○●

YouTube 限定公開

申込受付

～8月1日(金)

※ 会場参加申込者のうち、電子申請システム・メールでの申込者には、録画配信用の視聴用 URL を送信しますので申込不要です。

URL 送信

8月4日(月)以降、順次視聴用 URL を送信します。

8月8日(金)の時点で、視聴用 URL が届かない場合は人権啓発課までお問い合わせください。

申込みは
こちらから



録画配信

期間中に視聴用 URL よりオンライン視聴

令和7年 8月8日(金)13:00
～8月18日(月)17:00

<注意事項>

※視聴にはパソコン、タブレット等の端末でオンライン(YouTube)での視聴環境が必要です。

※通信料は視聴者の負担になります。インターネット接続は、固定回線や通信容量無制限のWi-fi環境をお勧めします。

※視聴方法は、申込者の皆さまのみにご案内しております。本動画の視聴は申込者の方限りという前提で講演者の了解を得ておりますので、共有、拡散及び録画はお控えいただきますようお願い申し上げます。

7月は東大阪市
人権尊重のまちづくり
強化月間です

市民の役割

お互いの人権を尊重し、
人権問題に気づいたら、
できることを見つけ
行動しましょう。

市の責務

人権尊重の視点に立って
あらゆる施策を積極的に
実施していきます。

事業者の役割

人権尊重の視点に立って
事業活動を積極的に
行いましょう。

協働

市と市民と事業者の協働で、
すべての人が心豊かに生活できる
人権尊重のまちづくりをすすめましょう。